○防衛省告示第百七号

日 本国とア メリ カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国に

お け る合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関する協定 第二条 \bigcirc 規 定 足により Ź メリ 力 合 衆 玉 が 使用 を許され る施 設 及 び 区

· 域 に

つい て、 部 返 還 及 び 追 加提供 が令和四年三月二十九日次のとおり決定された。

令和四年三月三十一日

防衛大臣 岸 信夫

陸上 施設

○</l></l></l></l></l> 部 返 還

六〇二二

嘉手

納

弾薬庫

地 区

沖 縄

市、

うるま

市

玉

有

土

地

. .

約一二、

〇〇〇平方メー

1

ル

要

施

設

番

号

施

設

名

所 在 地 名

有関係

摘

所

公有

土

地 約九六、〇〇〇平方メー

1

ルル

土地

民有

:約二〇一、〇〇〇平方メートル

五〇〇一 板付飛行場

福岡市

設

施設番号

施

名

所

在 地

名 所有関係

摘

国 有

工作物:

鋪床

駐機場として追加提供する。

令和四年三月三十一日

要